

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
契約職員給与規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は社会福祉法人西海市社会福祉協議会契約職員給与規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(通勤手当)

第2条 規程第8条に定める通勤手当の月額は、次のとおりとする。

2 km以上 5 km未満	2,000 円
5 km以上 10 km未満	4,100 円
10 km以上	6,500 円

2 交通機関利用者については、6,500 円を上限として実費額を支給する。

3 大島大橋を越えて通勤を要する者については、規定通行料金21日分の往復料金を支給する。

(賞与)

第3条 規程第8条第2項に定める賞与の割合は別表1により計算し、在職期間の区分に応じた割合は別表2により計算する。

(介護職員処遇改善手当)

第4条 介護職員処遇改善手当の支給期間は厚生労働省が示す「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」に定める期間とし、その詳細は別に定める年度ごとの取り扱い要領による。

附 則

この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年10月7日に改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、平成18年3月30日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、平成22年3月26日に改正し、施行する。